

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇告 示 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)
争議行為を行う旨の予告(労政能力開発課)
種畜証明書の交付(畜産課)
保安林の指定(森林保全課)
保安林の指定の解除予定()
県道の区域の変更(道路課)
県道の供用の開始()
開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)
都市計画法第六十六条による告示()
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇公 告 准看護婦試験の実施(医務薬事課)
- ◇正 誤 平成八年十一月二十九日付鳥取県告示第七百八十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百十二号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第三百三十九条の三第二項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成八年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称及び代表者の氏名 株式会社忠燃エネックサン 代表取締役 大浦 明	主たる事務所の所在地 倉吉市上井町一丁目六〇―二	指定取消年月日 平成八年十一月二十一日
--	-----------------------------	------------------------

鳥取県告示第八百十三号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、全国労災病院労働組合山陰支部支部長本池典子から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事件

看護職員の増員要求について

二 日時

平成八年十二月十三日午前零時から本事件の解決に至るまでの期間

三 場所

米子市皆生新田一丁目八一― 山陰労災病院

四 概要

三の施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。

鳥取県告示第八百十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

平成八年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種畜証明書 番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		級別	飼養者の住所又は 所在地及び氏名又は 名称
					父	母		
平 鳥取県臨 第 3 号	糸金光	黒毛和種	平成7年8月1日	東伯郡 関金町	糸北土井	せきいわ1	1級	東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平 鳥取県臨 第 4 号	高 華	〃	平成7年8月23日	東伯郡 東伯町	高 森	いわはな1	2級	〃

鳥取県告示第八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

東伯郡北条町曲字大将寺山二二七〇の三、字大将寺山二二七〇の一四（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第八百十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町福岡字上代山三九九四の二・三九九五（以上二筆国有林）、字飛子原三九〇七の八、三九〇七の九、三九〇八の三、字一ノ貝山三九九六の一（次の図に示す部分に限る）、三九九六の二、三九九七の三、三九九八の二一、三九九八の二四から三九九八の二七まで

保安林として指定された目的

水源のかん養

解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第八百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年十二月十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取福部線	鳥取市百谷字榎畔口二〇六一四地先から岩美郡福部村大字八重原字小豆田九〇一一二地先まで	変更前	六・〇	一、五五一・〇
		変更後	七・〇 四・五・〇 一二・五 五一・五	一、五五二・〇 一、四〇〇・〇

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大坪準停車場線	変更前	八頭郡郡家町大字花原字繩手一八九一三三三三三三三三三三三	〇・八	四、六五三・五
		八頭郡郡家町大字花原字岡一九七三―五五五五五五五五五五五	一一・四 五五・〇	九六〇・〇
大坪準停車場線	変更後	八頭郡郡家町大字西御門字岩崎門字岩崩六〇四四四四四四四四	〇・八 八・五	三、二四八・〇
		八頭郡郡家町大字西御門字岩崎六四一―一四一四一四一四一四一四	三・八 七・四	一一二七・五

八頭郡家町大字西御門字瀧山 口五〇三―二地先から同大字字 宮ノ上二九〇―一地先まで	三・〇 し 四・八	二二〇・五
八頭郡家町大字花原字岡一九 九―一地先から同大字西御門字 隅ノ内二六五―一地先まで	一一・四 し 八七・八	三、五四四・〇

鳥取県告示第八百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり
県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年十二月十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一
丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取福部線	鳥取市百谷字榎峠口二〇六―四地先から岩美郡 福部村大字八重原字小豆田九〇―一―二地先まで	平成八年十二月十一日
大坪俣停車 場線	八頭郡家町大字花原字岡一九九―一地先から 同大字西御門字隅ノ内二六五―一地先まで	〃

鳥取県告示第八百十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十月二十五日 鳥取県指令鳥土維十第七百二十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市秋里字三島

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市秋里八五九

山形 邦彦

鳥取県告示第八百二十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年八月二十七日 鳥取県指令倉土維十第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字田後字大田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市大覚寺一七〇―一五八

吉田興産株式会社

代表取締役 吉田 勇

鳥取県告示第八百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・八号宮下十六本松線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更する部分 鳥取市天神町、古市及び幸町地内

2 使用の部分

なし

公 安 委 員 会 告 示

鳥取県公安委員会告示第五十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規

則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成八年十二月十日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

申請者	氏名又は名称	住所	株式会社ニューギン
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名
はちんこ遊技機	規則第6条第1号イ該当機	CRフリークエントZ	株式会社ニューギン
		検定番号	有効期間
		600218	平成8年12月10日から3年間

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、准看護婦試験を次のとおり実施する。

平成8年12月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の日時 平成9年2月27日（木）午前10時から午後3時まで
- 2 試験の場所

<p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 講堂 鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館</p> <p>3 試験科目 解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護</p> <p>4 受験資格 次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。 (1) 文部大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(平成9年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。) (2) 厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者(平成9年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。) (3) 文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者(平成9年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。) (4) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者(平成9年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。) (5) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの (6) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生大臣の定める基準に従い、鳥取県知事が適当と認められたもの</p> <p>5 受験願書の受付期間 平成9年1月6日(月)から同月10日(金)まで なお、郵送による場合は、平成9年1月10日までの消印のあるものに限って受け付ける。</p> <p>6 受験願書の提出先 〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務課(持参又は郵送によること。)</p> <p>7 受験願書の添付書類</p>	<p>(1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書(平成9年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者)については、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合、同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。)</p> <p>(2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面</p> <p>(3) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものである。)</p> <p>なお、その写真が本人のものに相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書(当該証明書の交付を受けることができない者)にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書その他の書面とする。この場合、当該書面は後日返付するので、430円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。</p> <p>8 受験手数料及び納付方法 受験手数料は、6,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。</p> <p>9 合格者の発表等 平成9年3月18日(火)午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県庁の本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。</p> <p>10 その他 (1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務課において交付する。その交付、試験に関する照会等を郵便によって行う場合には、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。 (2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部医務課(電話0857-26-7190)に照会すること。</p>
--	--

正 誤

平成八年十一月二十九日付鳥取県告示第七百八十八号（収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止について）中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 三
段 下

誤
平成八年九月二十七日

正
平成二年三月二十三日
平成八年九月二十七日